

国際部コラム



国際部委員 山元俊一

オーストラリア GST制度概要 小規模事業者のための簡易計算制度 (SAM)

1 概要

オーストラリアでは、物品サービス税(EU型の付加価値税に相当する。Goods Service Tax、「以下、GSTと称する」)にインボイス方式を採用している。標準税率は10%である。ただし、飲食料品については免税(ゼロ税率)を採用している。小規模事業者に対しては、その経済的負担や税収の重要性からみて、インボイス方式に代えて簡易計算制度(SAM=Simplified Accounting Method)を選択することができるとしている。この場合、現金主義会計を選択しているかどうかは問われない。

平成27年9月19日から25日まで、白鳳大学の石村耕治教授と、JTI(国民税研究所)のメンバーと共にオーストラリアのジェームズクック大学とオーストラリア国税庁に税制視察の機会を得ることができた。本稿はその際に得られた貴重な情報をもとにまとめたものである。

小さな食品小売店の多くは、GSTの課税がされないゼロ税率の商品だけでなく、課税対象の商品も売買する。一方、食品購入者が、課税対象あるいはGSTが課税されていない商品を購入して、その後、加工製造して課税の商品だけを販売する場合、販売時点のレジ機器等の機械に依存することになる。そのため、レジ機器がない場合には、GST課税対象のものとGST課税なしの売買を正確に別々に識別し、記録することは難しい。そのことがGSTのための会計処理を複雑にしていることになる。

そこで、GSTの計算を簡易に行えるSAMを導入している。この方法は、各課税期間末において支払わなければならぬGSTの納税額の計算を簡易に行い、納税者の申告負担軽減に資するものである。

SAMには5つの計算方法がある。納税者はこの5つの計算方法のうち、自己の事業に最も適したものをお1つ選択することができる。しかし、この方法に合致させるために、これらの方法の平均値をとることは許されず、オーストラリア公正取引委員会(Australian Competition and Consumer Commission's)のガイドラインに従った価格設定をする必要がある。また、記録を保存して、国税庁に提出する事業活動報告書(=BAS, Business Activities Statement)に記載して提出する必要がある。

2 SAMを選択する適格性

次の条件のすべてを満たしている場合に、SAMを選択する適格性があると考えられる。

- ①GSTの登録事業者であること。
- ②課税対象と免税対象を同じ店舗で販売している飲料品小売事業者(サップショットメソッドによる場合を除く)であること。
- ③売上高は税抜きで年間200万ドル(本稿ではすべて豪ドルのことをいう)以下であること。
- スナップショットメソッド、ストックパーセンテージメソッド、ビジネスノルムメソッドの場合SAMの売上が200万ドル以下であること。
- セールスパーセンテージメソッド、パーセンテージメソッドの場合、GST課税対象売上高が200万ドル以下であること。

3 5つの計算方法

SAM対象の計算方法には次の状況を加味して5つの方法に分けられる。

- ①売上高
- ②事業の性質
- ③レジ機器の状態(サップショットメソッドによる場合を除く)
- 5つの方法の要約は次のとおりである。

方法	①ビジネスノルムメソッド	②ストックパーセンテージメソッド	③サップショットメソッド	④セールスパーセンテージメソッド	⑤パーセンテージメソッド
基準点	SAMの売上が200万ドル以下			GST課税対象売上高が200万ドル以下	
分離区分方法	売上・仕入比率法	サンプル基準法	サップショット販売高基準法	免税販売高比率法	サップショット販売高基準法
内容	売上高と仕入高の標準比率により算定する	抜き取りサンプルにより算定する	ある課税期間の売上高を選定してその比率を使い算定する	売上高の比率を使って計算する	ある課税期間の仕入高を選定してその比率を使い仕入税額控除を算定する

SAMを選択適用すると最初の12カ月は継続して適用しなければならない。また、SAMによる計算方法を選択した場合には、12カ月間は、別の計算方法に変更することができない。なお、売上の性質や再販売や転売によって、選択できない方法があるので注意する必要がある。また、売上高が200万ドル以下の場合、5つの方法の詳細を検討して、どの方が最も適合するかを考える必要がある。

① ビジネスノルムメソッド

ビジネスノルムメソッドは、SAMの売上高が200万ドル以下の場合、支払うべきあるいは支払われるべきGSTの金額を計算するに最も簡単な方法である。このビジネスノルムメソッドを採用選択する条件は次のとおりである。

- (1)SAMの売上高が200万ドル以下であること。
- (2)レジなどの販売機器がないこと。

(3)事業のタイプが一定の業者になっていること

そして次のような4ステップにより計算を行う。
Step 1 課税期間における総売上高を算定する。
Step 2 ビジネスノルム基準に基づく比率を総売上高にかけて免税売上高を算定する。
Step 3 課税期間における総仕入高を算定する
Step 4 ビジネスノルム基準に基づく比率を総仕入高にかけて免税仕入高を算定する。

② ストックパーセンテージメソッド

ストックパーセンテージメソッドは次の条件をすべて満たす場合に選択できる。

- (1)転売業者(食料品の形状を変えずに販売する業者=reseller)であること。
- (2)レジなどの販売機器がないこと。

(3)SAMの売上高が200万ドル以下であること。

ストックパーセンテージメソッドによると、免税売上高と免税仕入高は同じ比率になる。ストックパーセンテージメソッドには3つの方法がある。

- 1.毎課税期間法 免税仕入高は正確に計算されるが、免税売上高は推計されることになる。

2.4週間サンプル抜取り法 免税売上高と免税仕入高ともに算定する手間を省くことができる方法である。

3.5%免税みなし基準法 購入あるいは転売により取得した免税仕入(瓶詰めの水、純粋なフルーツジュース、ミルク、または新鮮な果実など)のみを追跡する方法である。この方法は免税高を計算するコストを減少させることができる。

これらの方法を採用するためには自身で計算した毎日の日計表を完全にしておく必要がある。仮に毎期課税期間法と4週間サンプル抜取り法を使用する場合には、課税期間における総仕入高の根拠となる証憑を保存しておく必要がある。さらに、課税仕入と免税仕入を区別しておく必要がある。5%免税みなし基準法を採用する場合には、各課税期間で再販売した免税売上高に対する免税仕入高の日計表のみを保存する。

③ サップショットメソッド

サップショットメソッドは免税仕入高から免税売上高を計算する方法を除いて、ストックパーセンテージメソッドと同じ方法である。

この方法は食料品の小売売上高が200万ドル以下であり、十分なレジなどの販売機器がないことであることが要件とされる。

サップショットメソッドには、3つの方法がある。

- 1.課税期間サンプル抽出法 免税課税売上高と免税課税仕入高ともに算定する手間を省く方法

2.毎課税期間法 免税課税仕入高は正確に計算されるが、免税課税売上高は推計されることになる方法。

3.5%免税みなし基準法 購入あるいは転売により取得した免税仕入(瓶詰めの水、純粋なフルーツジュース、ミルク、または新鮮な果実など)のみを追跡する方法である。この方法は免税高を計算するコストを減少させることができる。

④ セールスパーセンテージメソッド

セールスパーセンテージメソッドはそのほとんどが加工せず転売されるスーパー・マーケットやコンビニエンスストア(ガソリンスタンドを除く)などで選択される方法である。

セールスパーセンテージメソッドは次の条件をすべて満たす場合に選択できる。

- ・課税売上高が200万ドル以下であること。
- ・十分なレジなどの販売機器がないこと。
- ・スーパー・マーケットやコンビニエンスストア(ガソリンスタンドを除く)であること。
- ・免税品から加工などにより課税品目へ転換される比率が5%以下であること。

たとえば、95%の製品は免税品目で残りの5%は免税品目のパンと免税品目の原材料から作られる課税品目のサンドウイッチである場合には、セールスパーセンテージメソッドが適用できる。

この方法を選択しようとする場合、一定の課税期間における総売上高に占める免税売上高の比率を試算する。そして、この比率を総仕入高に適用して、免税仕入高を求める。セールスパーセンテージメソッドは製品をすべて免税品として転売しているという仮定と、免税売上の比率と免税仕入の比率が同じであるということを仮定している。

⑤ パーセンテージサップショットメソッド

パーセンテージサップショットメソッドは、仕入高にのみ適用されるという点においてサップショットメソッドと類似している。

この方法を採用する場合、会計期間において4週間に2回にわたって、免税仕入の比率を試算する必要がある。この4週間は通常一般的な期間を選定する必要がある。

このパーセンテージサップショットメソッドを選択できるのは、GST登録をしているレストラン、カフェ、出し屋を経営して、課税売上高が200万ドル以下の場所である。十分なレジなどの販売機器がないことは条件とされない。

パーセンテージサップショットメソッドを選択する場合には、4週間に渡る試算期間をもとに求められた免税仕入比率を適用する。その場合、次の段階を経る。

- Step 1 4週間の試算期間を選定する。
- Step 2 試算期間における免税仕入高比率を求める。

Step 3 課税期間の総仕入高にStep 2の比率を適用する。

Step 4 Step 3より課税期間末における適格な仕入税額控除を求める。

この方法を使用する場合、課税期間における総仕入高に対して仕入税額控除を受けるためのインボイスを保管する必要はない。しかしながら、明確な証拠としてインボイスや領収書などの証憑を保管して、どのように仕入税額控除を受けたかを説明する必要がある。